

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
平田村	打違内(打違内集落)	令和3年3月11日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	103.06ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

打違内地区の現状は、農業従事者の高齢化が進み後継者不足に加え、営農に必要な労働力も減少傾向にある。地区内の農地の状況については70歳以上で後継者未定及び不明の耕作面積が17.3haとなっている。打違内地区の農業を守り継続していくために、後継者の確保・定着化を喫緊の課題として取り組む必要がある。そのためには、中心経営体への農地の集積集約化が必要である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

打違内地区の農地利用は、認定農業者6経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。
将来的には、中山間地域等直接支払制度の集落組織を広域連携した組織を母体として集落営農を推進し営農全般を行っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	6名		26.7 ha		30.1 ha	打違内集落

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 打違内地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
中山間地域等直接支払制度の活用 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、打違内地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。